別表第一第六号の1中「の業務」の下に「、介護の業務」を加え、同表第七号の9中「肝血管肉しゅ」の下に「又は肝細胞がん」を加え、同号の10中「又は甲状腺がん」を「、甲状せんがん、多発性骨髄しゅ又は非ホジキンリンパしゅ」に改め、同表中第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八　相当の期間にわたつて継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋こうそく、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、肺そく栓症、大動脈りゅう破裂（解離性大動脈りゅうを含む。）、くも膜下出血、脳出血、脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

九　人の生命にかかわる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並びにこれに付随する疾病

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第八十六号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）附則第十三条、第十四条の二及び第二十三条の規定により読み替えられた同令第五条の規定に基づき、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年七月一日　厚生労働大臣　長妻　昭

国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「合算額」の下に「から第四号に掲げる額を控除した額」を加える。

第七条の二中「額」の下に「の算定」を加え、「とあるのは「組合特定被保険者」と、「同号イ」とあるのは「同条第一項第一号イ」を「とあるのは、「組合特定被保険者」に改める。

（指定組合調整対象被保険者に係る前期高齢者納付金等の算定方法）

第四条の二　算定政令附則第十三条、第十四条の二及び第二十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第一項第一号ロに規定する法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者（経過的世帯員を除く。）又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの（以下この条において「指定組合調整対象被保険者」という。）に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用に相当する額は、当該組合の前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に、前々年度における当該組合の当該指定組合調整対象被保険者である者のうち前期高齢者である加入者（高齢者医療確保法第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者をいう。以下この条において同じ。）であるものの数を前々年度における当該組合の前期高齢者である加入者の数で除して得た率を乗じて得た額とする。

2　指定組合調整対象被保険者に係る後期高齢者支援金の納付に要する費用に相当する額は、当該組合の後期高齢者支援金の納付に要する費用の額に、前々年度における当該組合の被保険者の数で除して得た率を乗じて得た額とする。

○財務省令第四十五号

財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第三条の規定を実施するため、及び予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十四条の規定に基づき、財政融資資金出納及び計算整理規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年七月一日　財務大臣　野田　佳彦

財政融資資金出納及び計算整理規則の一部を改正する省令

財政融資資金出納及び計算整理規則（昭和四十九年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四十四条中「長期国債、短期国債」を「国債」に改める。

第四十五条中「長期国債購入証券経過利子、短期国債購入証券経過利子」を「国債購入証券経過利子」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

（指定組合調整対象特定被保険者に係る前期高齢者納付金等の算定方法）

第四条の三　前条の規定は、算定政令附則第十三条、第十四条の二及び第二十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第三項に規定する組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者又は経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないもの（以下「指定組合調整対象特定被保険者」という。）に係る前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の納付に要する費用に相当する額の算定について準用する。この場合において、前条中「指定組合調整対象被保険者」とあるのは、「指定組合調整対象特定被保険者」とする。

（算定政令附則第十三条、第十四条の二及び第二十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第四項第二号ロ(1)に規定する厚生労働省令で定める割合）

第四条の四　算定政令附則第十三条、第十四条の二及び第二十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第四項第二号ロ(1)に規定する割合は、次の表の上欄に掲げる組合別財政力指数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合とする。

組合別財政力指数	割　合
○・四二八以下であるとき	千分の百六十四
○・四二八を超え○・五九六以下であるとき	千分の百四十
○・五九六を超え○・七三二以下であるとき	千分の百
○・七三二を超え○・九三五以下であるとき	千分の七十
○・九三五を超え一・〇三七以下であるとき	千分の三十

附則第十一条第一項中「に規定するに規定する」を「に規定する」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第八十七号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第五十一条第一項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年七月一日　厚生労働大臣　長妻　昭

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二第一項第一号中「又は重度身体障害者若しくは精神障害者である短時間労働者」を削る。

第二十二条第一項第一号イ中「労働者」の下に「（法第四十三条第三項に規定する短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である者を除く。）を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第百四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（障害者能力開発助成金に関する経過措置）

第四条　この省令の施行の日前にこの省令による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）第二十二条の三第一項第四号の規定により教育訓練の対象とされた身体障害者（重度身体障害者を除く。）又は知的障害者（重度知的障害者を除く。）である短時間労働者（法第四十三条第三項に規定する短時間労働者をいう。）に係る障害者能力開発助成金の支給を受けることができることとなった事業主等に対する旧規則第二十二条の二の障害者能力開発助成金の支給については、なお従前の例による。